

市第83号議案

地区センターの指定管理者の指定

次のように地区センターの指定管理者を指定する。

令和 2 年12月 4 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市中屋敷地区センター	中区山下町1番地	株式会社清光社 代表取締役社長 鈴木 真	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市中屋敷地区センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）